

○総務省令第四十一号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）の規定に基づき、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年四月二十六日

総務大臣 片山 善博

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五十三号中「接続方式」の下に「若しくは時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式」を加える。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。